

## 特別償却の付表（十）の記載の仕方

1 この付表（十）は、青色申告法人で生産性向上特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下「認定革新的データ産業活用事業者」といいます。）であるものが、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の12の6第1項《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で認定革新的データ産業活用事業者であるものが、措置法第68条の15の7第1項《革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、革新的情報産業活用設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「事業の種類1」には、革新的情報産業活用設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

3 「革新的情報産業活用設備の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、革新的情報産業活用設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その革新的情報産業活用設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

4 「革新的情報産業活用設備の名称3」には、革新的情報産業活用設備に該当する資産の名称を記載します。

5 「取得価額7」には、革新的情報産業活用設備の取得価額を記載します。

ただし、その革新的情報産業活用設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「償却・準備金方式の区分10」は、その革新的情報産業活用設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償

却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「主務大臣の認定を受けた年月日11」には、生産性向上特別措置法第23条第2項に規定する認定革新的データ産業活用計画について、主務大臣の認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「一の認定革新的データ産業活用計画に記載された特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェアとともに取得等をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額12」には、主務大臣の認定を受けた一の認定革新的データ産業活用計画に記載された措置法第42条の12の6第1項（又は第68条の15の7第1項）に規定する新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額を記載します。

なお、それらの取得価額の合計額が5,000万円未満のものは、この制度の適用はありませんので注意してください。

(3) 「取得又は製作をした特定ソフトウェアの区分13」は、法人が取得又は製作をした特定ソフトウェアにつき、新設又は増設に係るものである場合には「新増設」を、それ以外のものである場合には「その他」を○で囲みます。

なお、「その他」の場合には、措置法第42条の12の6第1項（又は第68条の15の7第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

(4) 「産業試験研究用資産に該当するかの区分14」は、新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品が主として、租税特別措置法施行令第27条の12の6第4項（又は第39条の47の2第4項）に規定する試験研究の用に供されるものに該当する場合には「該当」を、該当しない場合には「非該当」を、それぞれ○で囲みます。

なお、「該当」の場合には、措置法第42条の12の6第1項（又は第68条の15の7第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

(5) 「その他参考となる事項15」には、その資産が革新的情報産業活用設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。